

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)
- 平成二十九年東京都補正予算の公表……………一
……(財務局主計部議案課)
- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………二
……(生活文化局計量検定所検査課)
- 公共測量の終了(八件)……………三
……(都市整備局都市基盤部調整課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………四
……(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………七
……(同)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………九
……(環境局多摩環境事務所環境改善課)
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一〇
……(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)
- 森林法第八十九条の掲示……………一〇
……(産業労働局農林水産部森林課)
- 都道の区域変更……………二
……(建設局道路管理部路政課)

告示(教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………三

告示(交)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………三

公 告

○特定非営利活動法人の認定……………三
……(生活文化局都民生活部管理法人課)

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
……(産業労働局商工部地域産業振興課)

○東京都指定排水設備工事事業者の指定(下水道局)……………四

正 誤

○平成二十九年八月三十一日付東京都告示第十三百六十号……………五

告 示

東京都告示第四百六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二五六	書籍	Charles Comics No. 02	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		純愛インモラル	
		株式会社メディアソフ	

ある。

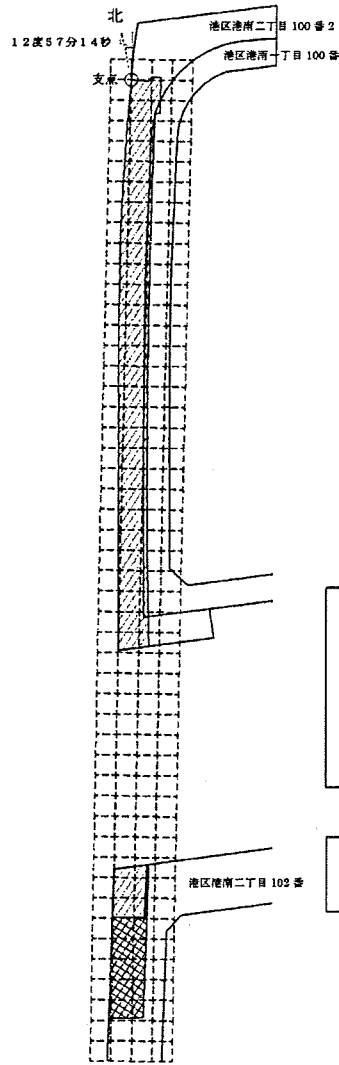
東京都告示第四百七号

平成二十九年九月五日東京都議会の議決を得た平成二十九年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

別図



【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第350号により指定した区域)

【支店】
 支店は世界測地系座標 (-8347.472, -40831.037) とする。

【格子の回転角度 (12度57分14秒)】
 格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- //// 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区梅田四丁目1160番2の最北端とする。

【格子の回転角度（1度31分09秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第百八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区海岸一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去